

新潟県柏崎市こどもの笑顔創造プロジェクト補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、かしわざき子ども育成基金を活用して行われる、かしわざきこども大学の事業として、第3条に定める補助対象者が、自ら企画するこどもの笑顔創造プロジェクトの実施に要する経費を予算の定める範囲内で補助することにより、地域の教育力の向上及び社会全体で取り組む子育て支援の推進に寄与することを目的とする。

(交付手続等)

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 地域団体(町内会又は地域コミュニティ協議会をいう。以下同じ。)
- (2) 保育園、幼稚園、小学校、中学校の単独又はその複数が地域団体と連合する団体
- (3) その他市長が適当と認める団体で、地域団体と連合する団体

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体としての組織を備えていること。
- (2) 多数決の原則が行われていること。
- (3) 構成員の変更にかかわらず、申請事業を終了するまでは、団体が存続すること。
- (4) 代表選任の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、その目的及び内容が、子ども(おおむね18歳未満をいう。以下同じ。)の健全育成、子育て支援又は家庭教育の推進に寄与するものと認められ、かつ、次の各号

の全てに該当するものとする。

- (1) 事業の規模及び対象の子どもが、できる限り広域（おおむね中学校区の範囲をいう。）にわたるもの。この場合において、地域団体が補助対象者であるときは、保育園、幼稚園、小学校、中学校又はその他市長が適当と認める団体と連携して実施するものに限る。
 - (2) 公益性を有し、公開されるもの
 - (3) 営利を目的としないもの
 - (4) 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる事業でないもの
 - (5) 事業実施に当たって、事故防止、公衆衛生、公害防止等に十分に配慮及び措置を講じたもの
 - (6) 他の補助金又は助成金等の対象となっていないもの
 - (7) 実施場所を市内とするもの
 - (8) その他かしわざき子ども育成基金を活用して行われる、かしわざきこども大学の事業方針に反しないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、コミュニティ祭り及び地区の運動会は、対象としない。

（補助金の交付要件）

第5条 補助金の交付要件は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業内容の変更（事業費の額に変更がなく、補助対象経費相互間においていずれか低い額の10分の2以内の流用を除く。）をする場合には、市の承認を受けること。
- (2) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市に報告してその指示を受けること。
- (3) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書、帳簿、通帳、領収書その他の書類を整備し、これらを当該補助金の交付決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (4) 事業に係る経理は、他の経理と帳簿等を分けるなど明確に区分すること。
- (5) 市が事業の実施状況等を調査する場合は、立会い、資料提供等の協力をすること。

(6) 個人情報の管理・保護については、次に掲げるとおり適正に処理すること。

ア 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

イ 事業に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

ウ 個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

エ 事業を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

オ 事業によって知り得た個人情報を当該事業の目的以外の目的に利用し、又は市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

カ 業務を処理するため収集した個人情報については、その滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(7) かしわざき子ども育成基金を活用して行われる事業である旨の広報に努めること。

(補助事業の企画提案及び選定)

第6条 補助事業を提案しようとする団体は、あらかじめ自ら企画した事業の提案書を提出し、かしわざきこども大学運営協議会の審査及び選定を受けるものとする。ただし、特別な事情があり同協議会の会議に間に合わない場合は、市長が審査及び選定し、同協議会の承認を得るものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の規定により選定された補助事業の提案団体（以下「補助金交付申請団体」という。）は、補助金交付申請書を提出するものとする。ただし、補助金交付申請の件数は、当該補助金交付申請団体当たり年度内1件とする。

(補助金の対象経費)

第8条 補助金の対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付額)

第 9 条 補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助率 対象経費の 10 分の 9
- (2) 補助限度額 20 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (3) 端数処理 1,000 円未満の端数は切捨て

（補助金の概算払）

第 10 条 補助金は、補助事業者の概算払請求により、補助金交付決定額の 4 分の 3 以内の額又は概算払請求月の翌月から起算して 6 月間に必要な補助金所要額のいずれか少ない額の範囲内で年度内 1 回に限り概算払することができる。

（様式）

第 11 条 補助金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) こどもの笑顔創造プロジェクト提案書 別記第 1 号様式
- (2) こどもの笑顔創造プロジェクト補助金交付申請書 別記第 2 号様式
- (3) こどもの笑顔創造プロジェクト補助金交付決定通知書 別記第 3 号様式
- (4) こどもの笑顔創造プロジェクト補助金不交付決定通知書 別記第 4 号様式
- (5) こどもの笑顔創造プロジェクト補助金変更交付申請書 別記第 5 号様式
- (6) こどもの笑顔創造プロジェクト補助金変更交付決定通知書 別記第 6 号様式
- (7) こどもの笑顔創造プロジェクト補助金概算払請求書 別記第 7 号様式
- (8) こどもの笑顔創造プロジェクト補助金実績報告書 別記第 8 号様式
- (9) こどもの笑顔創造プロジェクト補助金確定通知書 別記第 9 号様式

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和 8 年 5 月 31 日までの間は、廃止後の新潟県柏崎市こどもの笑顔創造プロジェクト補助金交付要綱は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記第 1 号様式、別記第 2 号様式、別記第 5 号様式、別記第 7 号様式及び別記第 8 号様式の改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前のそれぞれの様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 8 条 関係)

補助対象経費等

項目		補助対象経費の具体例	補助対象外経費
報償費		講師、専門家等への謝金	賞品、記念品等
旅費		講師、専門家等の旅費 会員の研修会等参加旅費	
需用費	消耗品費	事務用品 材料費 研修会等の資料・テキスト代	食糧費 (講師賄い等も含む。) 備品的なもの
	印刷費	チラシ ポスター 写真等	
	燃料費	当該事業のために臨時的に使用する燃料	
役務費	通信運搬費	切手・はがき・郵送料	電話料金
	広告料	新聞、雑誌等の宣伝広告	
	保険料	催事保険料	
	手数料	各種申請手数料	
使用料及び賃借料		会場使用料 バス等交通手段の車借上料	個人からの借上料

	機材、器具等の借上料 有料道路通行料	
原材料費	工事・加工用材料	
工事請負費	当該事業の実施に当たって専門的な技術 等を必要とするもの	
負担金	研修会等の参加者負担金	

別記

第1号様式（第11条関係）

年度「こどもの笑顔創造プロジェクト」提案書

年 月 日

住 所

団体名

代表者

連絡先

1 事業計画

事業の名称	
実施時期	
実施場所	
実施体制	
参加予定 人 数	
事業の目的 及び概要	
工夫した点	
周知方法	
そ の 他	

※ 追加説明が必要な場合は、別紙（形式自由）を添付してください。

2 歳出予算見積書

(単位：円)

項 目		金 額	内 訳
報償費			
旅費			
需用費	消耗品費		
	印刷費		
	燃料費		
役務費	通信運搬費		
	広告料		
	保険料		
	手数料		
使用料及び賃借料			
原材料費			
工事請負費			
負担金			
補助対象経費の額 (小計)			
補助対象外経費			
合計			

※ 表の該当する項目について、予算見積額及び内訳を記入してください。

別紙

こどもの笑顔創造プロジェクト補助金事業計画兼収支予算書

1 事業計画

事業の名称	
実施期間	
実施場所	
実施体制	
参加予定 人数	
事業の目的 及び概要	
工夫した点	
周知方法	
その他	

2 収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
こどもの笑顔創造プロジェクト 補助金		補助対象経費の額×補助率9／10 (千円未満切捨て)
寄附金その他の収入額		
団体支出		
合 計		

(2) 支出

(単位：円)

	項 目	金 額	内 訳
補 助 対 象 経 費			
		補助対象経費の額	
補 助 対 象 外 経 費			
合 計			

※ 支出の部の内訳欄には、支出内容、支出品目、支出目的ごとに金額を記載すること。

第4号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

柏崎市長

印

こどもの笑顔創造プロジェクト補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったこどもの笑顔創造プロジェクト補助金については、補助金の交付をしないことに決定したので通知します。

記

○ 理由

年 月 日

柏崎市長 様

住 所

団体名

代表者

連絡先

こどもの笑顔創造プロジェクト補助金変更交付申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けたこどもの笑顔創造プロジェクト補助金に係る補助申請額を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 変更交付申請の理由

3 事業の目的及び内容

4 変更交付を受けようとする補助金の額及び算出の根拠

(1) (当初交付決定額 金 _____ 円)

変更交付申請額 金 _____ 円

(2) 補助金算出の根拠 別紙のとおり

5 事業の完了予定年月日 年 月 日

(注) 1 4(2)の書類は、別記第2号様式の別紙を作成すること。

2 別記第2号様式の別紙収支予算書金額欄の上部に () 書きで当初額を記入すること。

年 月 日

柏崎市長 様

住 所

団体名

代表者

連絡先

こどもの笑顔創造プロジェクト補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で補助金交付の決定を受けたこどもの笑顔創造プロジェクト補助金について、概算払を受けたいので下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 補助金概算払請求額 金 _____ 円

3 請求理由

4 添付書類 こどもの笑顔創造プロジェクト補助金執行計画書 別紙のとおり

5 補助金の振込先

金融機関名（支店名等）			
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリ	ガ	ナ	
口座	名	義	

(注) 概算払できる金額は、補助金交付決定額の3/4の額又は概算払請求月の翌月から起算して6月間に必要な補助金所要額のいずれか少ない額の範囲内とする。

別紙

こどもの笑顔創造プロジェクト補助金事業実施報告書兼収支決算書

1 事業実施報告書

事業の名称	
実施期間	
実施場所	
実施体制	
参加人数	
事業の実施内容	
事業の効果	
工夫した点	
周知方法	
その他	

2 収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
こどもの笑顔創造プロジェクト 補助金		補助対象経費の額×補助率9/10 (千円未満切捨て)
寄附金その他の収入額		
団体支出		
合 計		

(2) 支出

(単位：円)

	項 目	金 額	内 訳
補 助 対 象 経 費			
		補助対象経費の額	
補 助 対 象 外 経 費			
	合 計		

※ 支出の部の内訳欄には、支出内容、支出品目、支出目的ごとに金額を記載すること。

※ 領収書の写しを添付すること。

第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

柏崎市長

印

こどもの笑顔創造プロジェクト補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったこどもの笑顔創造プロジェクト補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---------|---|-------|---|
| 1 交付決定額 | 金 | _____ | 円 |
| 2 交付済額 | 金 | _____ | 円 |
| 3 確定額 | 金 | _____ | 円 |